

平成24年度 第3回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成24年（2012年）6月21日（金）14:00～15:10

2 場 所 長野県長野合同庁舎 西庁舎 111号会議室

3 内 容

○ 議事

（1）長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書について  
（第3回審議）

- ・ 環境影響評価方法書の審議

（2）その他

4 出席委員（五十音順）

梅	崎	健	夫	
大	窪	久	美子	
小	澤	秀	明	
亀	山		章	（委員長）
片	谷	教	孝	（委員長職務代理者）
陸			斉	
塩	田	正	純	
鈴	木	啓	助	
富	樫		均	
中	村	雅	彦	

5 欠席委員（五十音順）

佐	藤	利	幸	
中	村	寛	志	
野	見	山	哲	生
花	里	孝	幸	

平成24年10月11日  
長野県環境影響評価技術委員会委員長

亀 山 章 印

事務局  
環境政策課  
徳 竹

ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成24年度第3回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます事務局の長野県環境部環境政策課の徳竹貞彦と申します。よろしく願いいたします。

あらかじめ申し上げますが、傍聴にあたりましては、傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、カメラ撮影につきましては、議事に入る前の冒頭のみとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に本日の欠席委員の御報告を申し上げます。佐藤委員、中村寛志委員、野見山委員、花里委員から都合により御欠席という御報告をいただいております。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、まずはじめに、この会議が、技術委員会の委員14名に対しまして、現在9名の委員に出席いただいております、過半数の委員の御出席がありますので、条例第37条第2項の規定により成立していることを御報告申し上げます。

この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。会議録が作成されるまでの間は、音声そのものが、長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知おき願います。

ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、発言の前にその都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

では、条例第37条第1項の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、亀山委員長、議事の進行をお願いいたします。

亀山委員長

それでは議事に入ります。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

議事の1番でございますが「長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書について」でございます。経過と本日の予定及び資料について、事務局からご説明をお願い致します。

事務局  
環境政策課  
清 水

事務局を勤めております長野県環境部環境政策課環境審査係長の清水です。よろしく願い申し上げます。

事務局から、これまでの審査の経過と本日の予定、それから、資料の簡単な説明をさせていただきます。

前回までの会議の開催状況でございますが、第1回審議は、4月19日に千曲市において開催されました。その際、事業予定地の現地調査を実施し、事業概要と方法書の内容について事業者から御説明いただき、質疑応答を行っていただきました。

続いて5月18日に長野合同庁舎別館で行われた第2回審議では、同じく方法書について、第1回の審議以降に委員から提出された追加意見、方法書について住民等から寄せられた環境保全の見地からの意見概要、及びそれに対する事業者見解、それから県関係機関からの質問等に対して、考え方を事業

者から御説明いただき、さらに御審議いただいたところでございます。

本日の予定でございますが、本日は第3回目になります。当方法書の審議のまとめをお願いしたいと思っております。

最初は資料により事業者からご説明をいただいた後、集約表による技術委員会意見（案）の審議をお願いしたいと思っております。

本日の会議資料の確認でございますが、資料として、「資料1～資料3」を配布させていただいております。

資料1は、「方法書に対する関係市長からの意見」でございます。長野市長及び千曲市長より提出いただいております。ご確認いただきたいと思っております。

資料2は、「第2回技術委員会（方法書第2回審議）での委員意見と事業者等の見解要旨」ということでまとめさせていただいております。

資料3は、今日のメインですけれども「方法書についての技術委員会意見等集約表（案）」でございます。前回まで各委員の皆様からいただいた質疑やご意見などをまとめておまして、本日の審議の内容を含めまして整理していきたいと思っております。とりまとめということでご活用いただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

亀山委員長

ありがとうございました。

資料1についてのご説明を事務局からお願いします。

事務局  
清水

それでは資料1について少しご説明させていただきます。

資料1は長野県環境影響評価条例の規定に基づいて、関係市である長野市、それから千曲市に環境保全の見地からの意見を照会したところ、別紙1のとおりご意見をいただきました。千曲市から4件、長野市から2件意見をいただいております。

内容につきましては、環境影響評価にあたり配慮していただきたいという点や、あるいは十分な情報公開をしていただきたいという内容でございますが、細かな内容につきましては、この後事業者より見解と併せてご説明いただければと思います。

亀山委員長

それでは事業者から、ご説明をお願い致します。

長野広域連合  
環境推進課  
青木

長野広域連合環境推進課青木と申します。

お手元の資料1につきましてご説明を申し上げます。この資料につきましては、先ほど事務局からご説明がありました。方法書について、関係市長からいただいたご意見につきまして、事業者の見解をまとめたもので、No.1～No.4は対象事業実施区域があります千曲市から。No.5、No.6は隣接する長野市から頂いたご意見でございます。

No.1 をご覧ください。千曲市からのご意見でございますが、

「事業者は、これまでも説明会等により環境影響評価の内容について周知すべく努力してきているが、環境影響評価の結果は、建設候補地の地元住民が、ごみ処理施設の建設の可否を検討する際の判断材料としても重要であることから、今後も積極的な情報公開に努め、地域住民が環境影響評価について十分な理解を得られるよう引き続き努力していただきたい。なお、対象事業実施区域周辺には、し尿処理施設や複数の交通インフラが存在していることから、周辺住民はこれ以上の環境負荷の増大に対する不安が大きい。事業者には、これらの地域特性を踏まえた上で、意見書のみならず、地元説明会などで出された住民の意見にも十分耳を傾け、調査にあたってはこれらの意見に最大限の配慮をしていただきたい。」

とのご意見をいただきました。

事業者の見解でございますが、長野広域連合では、「地域の現況を正確に把握する」「地域特性に配慮した調査をする」「積極的な情報公開を行う」を環境影響評価の基本方針としており、実施に際しましては、地元説明会などでいただいたご意見等にも配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

続いてNo.2 をご覧ください。

「地元住民から地下水への影響を心配する声が上がってきていることから、事業者は、地元住民の不安を払拭するに足るきめ細かい調査を実施していただきたい。」とのご意見についてですが、地下水につきましては、対象事業実施区域及び周辺500m以内の利用状況を十分に確認し、できるだけ多くの調査地点等を適切に選定して調査を行い、その影響を予測評価したいと考えております。

続いてNo.3 をご覧ください。

「対象事業実施区域周辺には比較的近距離に民家があることから、事業者は施設が24時間稼働であることに留意し、特に早朝、深夜における近隣住民への騒音、振動等の影響について、地元住民の不安を払拭するに足る、きめ細かい調査を実施していただきたい。」とのご意見についてでございます。

騒音、振動等の調査につきましては、対象事業実施区域の敷地境界と最寄りの住宅に調査地点を設け、本施設が24時間稼働であることを踏まえ、早朝、深夜を含む24時間の連続調査を行うこととしております。また、季節の変動や曜日による状況も把握できるように、各季節（春夏秋冬）において、平日、休日の調査を実施して、その影響を予測評価したいと考えております。

続いてNo.4 をご覧ください。

「事業者は、現況調査を実施するにあたり、詳細な調査場所等について、事前に説明会等を開催するとともに、調査中は見学会の開催や、住民が実際に調査に参加できる機会を設けるなど、住民が身近に感じられる環境影響評価

となるよう心がけていただきたい。」とのご意見についてでございます。

現地調査の実施に際しましては、詳細な実施内容を事前にご説明するとともに、現地調査見学会・調査結果報告会等の実施や、地域住民の皆様が調査に参加できる機会を設けることにより、環境影響評価をより身近に感じていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

続いてNo.5をご覧ください。長野市から頂いたご意見でございますが、「対象事業実施区域の半径 2km 以内に長野市域があることから、本市においても周辺地域住民の理解を得ることが重要であると考えます。つきましては、周辺地域住民に十分配慮した環境影響評価の実施に努めていただくようお願いいたします。」とのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、ご意見を踏まえ、周辺地域の皆様に十分配慮した環境影響評価の実施に努めてまいりたいと考えております。

最後にNo.6をご覧ください。

「対象事業実施区域に最も近い千曲川対岸をはじめ、本市の周辺地域には住居系土地利用の地域が多く、周辺地域住民からも調査地点等の追加の要望があることから、第2回技術委員会で説明があった、大気質の調査地点等の見直しに当たっては、対象事業実施区域からの距離、土地利用の実態等の地域の特性を十分に勘案していただくようお願いいたします。」とのご意見につきましては、別添資料1-6番 関連資料の位置図にお示しました通り、対象事業実施区域からの距離、土地利用の実態等を踏まえ、千曲川対岸の篠ノ井塩崎地区に、大気質及び土壌のダイオキシン類、悪臭の調査地点を追加したいと考えています。

資料1についてのご説明は以上です。

亀山委員長

別添資料1-6のことについてはおっしゃらなかったですが、このことですね。

事業者  
青木

調査地点の追加につきまして、図示したものになります。

亀山委員長

資料1に添付したものでございますね。

事業者  
青木

はい、添付した図面でございます。

亀山委員長

そのようなことでございます。

これにつきましては、これまでも委員のみなさんから頂いている意見とも共通しているところがございますので、資料の2と3も合わせて、事業者からご説明いただいた後、皆様のご意見をお伺い頂いたほうがよろしいです

ね。そのようにさせていただきます。

続きまして、資料2及び資料3につきまして一括にご説明させていただきたいと思います。

まず、お手元の資料2をご覧頂きたいと思います。こちらにつきましては、前回の委員会、第2回技術委員会において頂戴いたしました委員の皆様からのご意見につきまして、事業者からの見解の要旨をまとめたものでございます。

No.1をご覧ください。花里委員より、「地震発生時に、炉が停止しなければ、どういう問題が起きるといった想定はしているか。」とのご意見をいただきました。

事業者の見解でございますが、計画施設につきましては、地震発生を感知し、炉が安全に停止するようなシステムを考えておりますが、稼動にあたりましては、具体的なリスクを想定して、事故対応マニュアルや危機管理マニュアルを作成するなど危機管理の体制を整えてまいりたいと考えております。

No.2をご覧ください。同じく花里委員より、「前回の資料3のNo.6につきまして、緑化面積についての意見であるので、面積についての考えを見解とした方が良い。」とのご意見をいただきました。

計画施設の緑化につきましては、現時点において緑化面積は定まっておりますが、「千曲市緑の基本計画」に基づき、公共施設に求められる緑化を行ってまいりたいと考えております。

No.3をご覧ください。塩田委員より、「前回の資料3のNo.17につきまして、質問は具体的な数値を求めるものであり、実測データがあれば、示していただいた方が良い。」とのご意見をいただきました。

実測データにつきましては、葛尾組合では、主灰（焼却灰）に含まれる放射性物質の定期的な測定を行っており、今年5月の値ではセシウム137が18Bq/kg、セシウム134が12Bq/kgで、いずれも国の基準を下回る問題のない数値となっております。この値から、焼却対象となる可燃ごみの収集区域がほぼ同じ計画施設から排出される溶融スラグにつきましても、有効利用には問題ないものと考えております。

No.4、No.5をご覧ください。花里委員より、「近年ゲリラ豪雨等が頻出しているため、最近のデータを軽んじることのないよう対応をお願いしたい。」とのご意見を、富樫委員より「洪水については、過去にどのくらいの水が出たかといったことなど、長い目で洪水のリスクも見ていただきたい。」とのご意見をいただきました。

洪水につきましては、地域住民からの聞き取り等も行い、過去においてどのくらいの水が出たか検証するとともに、最新のデータについても参照し、慎重に対応したいと考えております。

続いてNo.6をご覧ください。塩田委員より、「当事者ではないため分から

ないといった回答があるが、当事者に確認するような努力がみられる回答にした方が良い。」とのご意見をいただきました。

他の実施主体による調査結果の引用につきましては、できるだけその内容を確認するよう努めたいと考えております。

No.7をご覧ください。富樫委員より、「前回の資料3 No. 2 及びNo. 35に記載されている活断層について、既存文献調査では『過去から知られている活断層』がないことが確認できるのみであり、その場に存在しないことを証明するものではないので、知られている活断層は無いと答えられた方が正確だと思う。」とのご意見をいただきました。

活断層の有無につきましては、ご意見を踏まえ、既存文献に示された活断層を「確認されている活断層」と捉えて今後の表現に留意してまいりたいと考えております。

No.8をご覧ください。梅崎委員より、「前回の資料3 No. 2 及びNo. 35に示された地震に関する質問について、地震発生確率はほぼ0とされているが、発生した際の対処方法も併せて記載すればよいと思う。」とのご意見をいただきました。

地震発生時の対処につきましてはNo.1と同様ですが、計画施設につきましては、地震の発生を感知し、炉が安全に停止するようなシステムを考えておりますが、稼働にあたりましては、具体的なリスクを想定し、事故対応マニュアルや危機管理マニュアルを作成するなど、危機管理の体制をととのえてまいりたいと考えております。

No.9をご覧ください。大窪委員より、「前回の資料3のNo. 2に示されました文部科学省の地震調査研究推進本部の評価については、年代が分かれば記載いただきたい。また、地震の発生予測という観点では100年では短いため、200年という数値で確認を行い、追加して記載してはどうか。」とのご意見をいただきました。

地震発生確率につきましては、平成13年の評価として（平成17年1月12日修正）で示された数値でございます。また、ごみ焼却施設の稼働年数は、最も長いもので40年程度であることから、今後100年以内の発生確率を参照したものでございます。

続いてNo.10をご覧ください。小澤委員より、「施設の存在・供用時におけるダイオキシン類の短期的評価が必要ではないか。」とのご意見をいただきました。

大気質のダイオキシン類の短期評価につきましては、ご意見を踏まえ、実施したいと考えております。

続いてNo.11 及び No. 12 をご覧ください。

塩田委員より「騒音、振動については、具体的に何月ごろを想定しているのか。大気質については、排気ガスや風向等の調査結果により、地域においてどの月に影響が大きいかが大体予測できる。騒音・振動については交通量や風の強さ等により想定できるはずなので、そのようなデータを根拠に、測

定を実施してはどうか。」とのご意見をいただきました。

大気質や騒音・振動の具体的な調査日程につきましては、他項目の調査との兼ね合いを考慮して設定するため現段階ではお示しできませんが、ご意見を踏まえたうえで、長野県環境影響評価技術指針に基づいて設定したいと考えております。

No.13をご覧ください。佐藤委員より、「水象の影響範囲を半径500mと設定した理由は。」とのご意見をいただきました。

水象の影響範囲につきましては、計画施設は、A焼却施設と同様に河川の近くにあり、掘削深度も同程度であることから、A焼却施設を参考に、概ね半径500mと設定したものでございます。

No.14をご覧ください。富樫委員より、「最大10m程度の掘削を想定すると、地下水位との関係から周辺地下水に影響が出る可能性が十分に考えられるため、既存井戸を活用しつつ、3点以上の浅井戸において、豊水期、渇水期をカバーできるような調査を検討いただきたい。」とのご意見をいただきました。

地下水につきましては、対象事業実施区域及び周辺500m以内の利用状況を十分に確認し、3点以上の調査地点等を適切に選定して月1回の通年観測を行い、その影響を予測評価したいと考えております。

No.15をご覧ください。中村雅彦委員より、「動物調査の手法として任意調査が選定されているが、任意調査とは具体的にはどのタイミング、どの観点で調査を実施するのか。また地域の方から貴重な生物等の情報が入ると思うが、拾うことはできないか。」とのご意見をいただきました。

動物の現地調査につきましては、文献調査に加え、聞き取り等で得られた情報をもとに実施するとともに、他項目の調査の際に確認された動物についても併せて観察したいと考えております。

資料2についてのご説明は以上です。

続いて資料3についてですがこちらにつきましては前回、お示ししました資料1、資料2、また本日の資料2でお示ししました、それぞれ委員さんから頂いたご意見、また、事業者の見解要旨を方法書の順番で集約したものでございます。ご意見、ならびに事業者の見解につきましては、すでにご説明をさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

亀山委員長

はい、ありがとうございました。

それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひ致します。

資料の3の右の端に書かれている発言要旨と事業者等の説明要旨が書かれております。ここが、前回と今回を含めて、全体の皆さんから頂きましたご意見とそれに対する事業者の説明ということになりますね。

はい、どうぞ。

富樫委員

資料2のただ今いただいた見解ですけれども、私の方から出させていただいた14番の水象に関しての意見の内容が、少し見解とずれがあると思いますので、一言申し上げます。

一斉観測調査と通年観測調査というのは、基本的に意味合いが違います。通年観測は、その代表的な何点かの地点で、年間でどのくらいの変化幅があるのかと調べるための調査であり、一斉観測というのは、ある時点で地下水面がどういう形状をしているのかということをも面的に押さえるための調査ということになりますので、この事後回答ですと、月1回の通年観測を行うということまでしか書いてないんですけれども、一斉観測の場合はなるべく沢山、ここでは3点以上としていますけれども、なるべく可能な限り沢山の地点で一斉に、豊水期渇水期をカバーするということになると、最低でも1年の内の2回と言うことで、調査を検討いただきたいということですので、それについての回答を示していただければと思います。

亀山委員長

4ページのこの事後回答で、3点以上の調査地点を適切に選定して、月1回の通年観測というのだと、一斉観測とは取れないということになりますか。時間差があってはいけないということでしょうか。つまり同じ日にやったとしても、ほとんど同時にやらないと地下水面が変わってしまうかもしれないから、同じ瞬間にやる必要があるという。

富樫委員

瞬間というか、途中で雨が降ったりすると支障がありますので、その辺を見計らって一斉にということですね。

亀山委員長

そういう意図でございますので、はいどうぞ。

事業者

長野広域連合  
桑原

補足の説明をさせていただきます。水象、地下水の調査につきましては、1年間12回の調査を予定しております。現段階においては調査地点3地点以上ということで考えておりますが、この3地点の調査につきましては、同日実施ということで考えております。やはり3地点以上ということで、2ポイントでは面的な評価ができないということで、最低でも3地点の水位観測をするように、事前の地元の方の聞き取り調査を行う中で、この地点を選定して参りたいと考えております。

亀山委員長

今富樫委員が言われたように、本当に同じ瞬間に行うということは無理かもしれませんが、ほとんど近い時刻でやっていただかないと、地下水の面の傾きが分からないだろうという、その辺の趣旨を踏まえてやっていただきたいということですね。

事業者  
桑原

はい、そうですね。ご覧の通り調査地点がかなり近接しておりますので、連続して調査を行うことでなるべく同じタイミングになるように実施して参りたいと考えております。

亀山委員長

そういうことでよろしいですか

富樫委員

それで、その一斉観測の時には、通年観測よりも、可能な限り点数を増やしてやっていただきたいと言うことがありますので、それは可能な限りですけども、その点を是非ご留意いただければと思います。

事業者  
桑原

はい、そのように実施して参りたいと考えております

亀山委員長

はい、ありがとうございました。はいどうぞ。

梅崎委員

関連しまして、資料3の31のところに私の意見がまとめてあるんですが、発言要旨を見ていただいても、どちらかという水象の中の地下水のことに言及してしまっていて、今、富樫委員が言われたことと関連しますので、摘要のところに、ここでいうと番号の25、30の意見に集約しましたというようなことで、方法書の区分も一応、水象ということも入れていただければと思います。内容的には今議論されているようなことだと思えます。

亀山委員長

そういうことでよろしいですね。お願いいたします。他に何かございますか。

片谷委員

前回、欠席させていただいたのですけれども、前回までの分に関して私に関わるのところでは特にございません。

確認させていただきたいのは、今日の資料1で、長野市からの意見に基づいて調査追加地点を、資料1の6番関連資料という地図に記載していただいております。確認させていただきたいのは、方法書に載っている、例えば大気のダイオキシンですと4地点ある訳ですが、それに加えてこの2地点を追加して調査されるという理解でよろしいんですね。

亀山委員長

はい、これはちょっと確認ですがよろしく申し上げます。

事業者  
桑原

大気質の調査地点につきましては、方法書204ページ及び205ページに示させていただきます。今回、資料1の関連資料としまして、6番の関連資料として付けさせていただきました。こちらの調査地点につきましては、新たに調査地点として追加をしていくという考えのものです。

片谷委員

205 ページの地図には、地点 A, B, C, D という 4 つがありますけれども、この A と B はそのまま残して、更に今日の地図の調査地点の①、②というのは、追加されると理解してよろしいんですね。

事業者  
桑原

補足説明させていただきます。調査地点①につきましては、当初よりダイオキシン調査、204 ページで言います地点 F の地点となりますので、こちらにつきましては、当初から大気中のダイオキシンというのを予定しておりました。調査地点②につきましては、新たにダイオキシン類の調査地点として、加えたものです。追加としまして、調査地点①につきましては、大気中のダイオキシン類の他に、土壌ダイオキシン類、更に悪臭。調査地点②につきましては、大気ダイオキシン、土壌ダイオキシン、悪臭調査というのを追加するというものをお示したものです。

亀山委員長

確認したかったのは、どこかの調査地点をやめて、これをやりますということではないかということです。

事業者  
桑原

こちらの資料 1 の 6 番関連資料に記載された地点につきましては、新たな調査地点という位置づけです。

亀山委員長

はい、分かりました。よろしいですか。

片谷委員

はい、承知しました。

亀山委員長

その他いかがでしょうか。はいどうぞ。

富樫委員

今日示していただいた資料 2 の 4、5 の洪水に関する意見の見解についてなのですが、過去の長い目での洪水のリスクも見ていただきたいということの意味としては、現在堤防ができています訳ですが、堤防自体も場合によっては破堤と言うこともあり得ると言うことで、その場合も想定したリスクについて、その対応をあらかじめ、ある程度は取っておく必要があるのではないかとすることがありまして。

実際、別の千曲川の下流で堤防ができた後に、伊勢湾台風等で、堤が切れて洪水が起こったということも過去にあります。それから考えますと、今、堤防があるから、過去 20 年間で洪水がないということがあるとしても、今後も全くないとは言えないと思いますので、そのことも考慮して、こういう場所にこういう施設を作る限りは、その可能性も考慮して、今後のことに対応していただきたいという意味ですので、よろしく願います。

亀山委員長

堤防はある確率の洪水までしか対応しませんから、それを超えたら当然破

堤されるということはあり得ることですので。そういう意味ですよ。

富樫委員

そうですね。それと洪水確率以外にもあるいは、色々な条件で、パイピング等の思わぬところで壊れる場合も無くもありませんのでということです。

事業者  
青木

先程の富樫委員さんからのご意見ということですが、現在破堤、堤防が決壊した場合など考慮した中で、ハザードマップが示されております。そういった資料も参考にし、またご指摘いただいた過去のデータなども参考にすることで、これから具体的に整備計画を作って参りますので、その中でどういう対応が可能か、検討して参りたいと考えております。

中村雅彦委員

用意された資料2の1番最後にある、私の発言についてです。具体的に調査をするにあたって、もう一度確認をするのですが、哺乳類、魚類、鳥類について、私はよく分かるところです。例えば哺乳類の調査方法という本があると、そこにはフィールドサイン法とかトラップ法とかがあるわけです。私、鳥が専門ですので、調査方法を見ると、ラインセンサス法やポイントセンサス法があります。昆虫についてはライトトラップ法やベイトトラップ法がありますね。

ただ両生類とか、爬虫類、陸産貝類の調査方法の本の中に、例えばこれらの調査方法として任意観察という方法はあるのですか。私はないと思います。採集をするなら採集をする、確認するなら確認するというのが当たり前だと思います。任意の意味は分かりましたが、内容がまだ分からないのです。具体的に何をするか教えてもらいたいし、調査方法の中に明記していただきたいと思います。

亀山委員長

出典等があって、これに基づいてやりますというのであればそのやり方で良いと思いますし、今ご質問いただいたことについてお答えをいただきたいと思いますが。

コンサルタント  
村山

以前からご説明しております通り、任意観察というのは、通常は先生がおっしゃったように、きちんとした調査の他に、調査等の際に見つかった種類についても、確認種として挙げていくという意味で任意観察と言うご説明をさせていただいているものです。ですので、そういう他の調査の時に見たものも、確認種として入れていく、ということで任意観察という言葉を入れております。

中村雅彦委員

そうしますと両生類等というのは、水生生物の任意採集、定量採集とは違うのです。水生生物については方法ですので、これは分かります。採集しないと同定できませんので。陸産貝類の任意観察というのは、任意採集や定量採集は含まれていないのですか。

コンサルタント  
村 山

そういうものも含まれた形で考えていただけたらと思います。

中村雅彦委員

なぜ記載しないのですか。両性類、爬虫類、陸産貝類等のところに採集とか任意採取とかいった言葉を記載せず、なぜ任意観察とするのかが分からないのです。

亀山委員長

245 ページの表 3-2-25、こちらを見ていただきますと両生類、爬虫類、陸産貝類等については任意確認調査や任意観察というようになっていて、水生生物については任意採集となっておりますが、これでよろしいかということです。

コンサルタント  
村 山

おっしゃったように、きちんとそういった調査を行いますが、方法書の内容が少し分かりにくいところがありますので、準備書の作成に当たっては、どういった調査を行ったということがきちんと分かるように、明記していきたいと考えております。

中村雅彦委員

いろんな調査があったのですが、任意観察に統一したわけですね。ただ内容が分からないと、何をしたか分からないため、採集なら採集と明記した方が良いと思います。

事業者  
桑 原

私ども、A 焼却施設において同じような動植物調査を実施しております。今後、具体的な調査に際しまして、両生類、爬虫類等の調査手法につきましては、具体的に詳しいものを明記しました仕様書を作りまして、どういった内容の調査が可能かということ、業者選定において伝えていきたいと思っております。

塩田委員

資料 2-6 番において、当事者に確認をするということですが、まだ確認はされていないでしょうか。

事業者  
青 木

申し訳ございません。まだ確認をしておりませんが、確認をして把握してまいりたいと考えております。

塩田委員

分かりました。

鈴木委員

方法書でも地図がたくさん使われていて、今まで何も気にしなかったのですが、資料 1 の 6 番関連資料を拝見して、右下に 1/25,000 と書いてあるのですが、どうも気になって見てみますと、250m を表す標尺のところは 1cm ない

のですね。普通このようなコピーをする可能性がある地図のところには、標尺を書くだけでよいと思いますが、いかがでしょうか。

亀山委員長

これは左側に記載されている「25000分の1 千曲市」からとっているもので、これが基の設定となり、スケールが書かれているので、25000はおかしいですね。ここを取ってしまえばいいわけですね。

事業者  
青木

ご指摘のとおり、記載は留意していきたいと考えております。

亀山委員長

よろしいでしょうか。それでは事務局から、資料3に基づいてご説明を頂きたいと思っております。よろしく願致します。

事務局  
清水

続きまして、資料3を再度ご覧ください。方法書についての技術委員会意見等集約表（案）、これは第2回までいただいた意見がベースになっておりますので、よろしくお願い致します。

前回までに、委員様の質問や意見というものを発言要旨ということで、まとめさせていただいております。取り扱いという欄がございますけれども、ここは知事意見にするか、あるいは指摘事項にするか、それから記載ということにするかということで、分けてあります。

意見と申しますのは、知事意見としていただくということが前提となっております。

指摘事項とは意見とまでは至らないのですけれども、準備書作成に当たり、整備を求めていただきたいというものを指摘事項としてあります。

それから記録と言いますのは、発言内容が他の意見に集約されたものや、また会議の中で、もう少しよく教えてほしいといったような、詳細な説明を求めるもの、あるいは簡易な指摘、そういったものを記録という形で、その理由を記載してございます。

一番右側は繰り返しますが、事業者さんの説明要旨ということになってございます。私の方からは、意見と指摘ということを中心に説明させていただきますのでよろしくお願い致します。

取り扱いでいきますと2ページになりますが、7番、先程も話題になっておりますが、集中豪雨時の洪水等への対応ということございまして、富樫委員、それから8番の花里委員から頂いているものをまとめまして、洪水の可能性について過去のデータと最近の集中豪雨に関するデータを検証することということでまとめさせていただいております。

続いて3ページですが12番、塩田委員からいただいております内容でございますが、当事者でない場合の対応ということでございますが、準備書等の作成において他の実施主体による調査内容を引用する場合は、その内容を確認するなど極力把握し、説明できるよう努めること。ということでお願いし

たいと思います。

4 ページ、16番でございますが、大気質のダイオキシン類の評価について、小澤委員よりいただいております。大気質に関するダイオキシン類については、長期的評価に加え、短期的評価も併せて実施することということでお願い致します。

18番、同じく大気質の調査地点に関するものでございますが、鈴木委員よりいただいております。一般環境大気調査においては、既存道路の影響を大きく受けまいよう適切に調査地点を選定することということで、お願いしたいと思います。

20番の大気質、騒音、振動についての意見。これは21番、同じく塩田委員から頂いたものを一緒に集約させていただいておりますが、20番の欄に大気質、騒音及び振動の調査にあたっては、調査時期及び時間帯は変動等を考慮し、年間を通じた状況が把握できるよう設定することということで、これは長野県技術指針に基づいた文言を引用して意見とさせていただきました。

5 ページの23番、悪臭についてでございますが、ごみ収集車両の洗浄に関するもので片谷委員よりいただいた意見でございます。ごみ収集車両洗浄施設については、施設そのものが悪臭発生源になる可能性があるため、悪臭の予測評価に加えることということで、お願いします。

25番、富樫委員の意見で、27番のものを集約させていただいております、先ほどご意見をいただきましたが、周辺井戸等の地下水の利用の調査と掘削時の影響の把握ということございまして、まとめますと、水利用及び地下水については、周辺井戸の調査範囲や場所、深度、用途、水量等の基本的なデータを調査すること。また工事掘削に関する予測評価を行うため、3点以上の浅井戸を選定し、豊水期及び渇水期の状況を把握できるよう、同時期に観測調査を実施すること。ということでもまとめさせていただきました。

6 ページでございますが、30番の地形地質、それから31番の富樫委員、梅崎委員の意見で、先ほど梅崎委員から、25番についても今後集約をお願いしたいということでいただいておりますが、現段階でまとめさせていただきますと、地下水位とそのときの表層の地質が非常に関連があるということで、まとめとしましては、地形・地質については、地下水及び地盤沈下と関係があるため、環境要素の選定項目に加え、それぞれの影響について予測評価を実施すること。という風にさせていただいておりますが、これはまた集約を検討させていただきます。

32番でございます。動物に関して、中村寛委員から頂いた調査範囲の関係でございます。1km範囲の河川敷は調査するという事になっているのですが、その近辺に神社の林がありまして、意見としましては、動植物の調査については、篠ノ井軻良根古(カネコ)神社の社叢林を現地調査範囲に追加すること。ということでございます。

7 ページの35番、動物の関係で中村雅彦委員より意見をいただいております。先ほども調査にあたって情報収集に関する確認の意見をいただいております。

ますが、まとめとしましては、動物調査については、地域住民等からも聞き取りを行うなど、情報収集に努めること。ということでお願いしたいと思えます。

最後37番でございます。触れ合い活動の場の調査にあたってのご意見を、陸委員からいただいております。

触れ合い活動の場に係る調査については、実施区域周辺の利用状況を把握するとともに、季節変動を充分考慮した現地調査の日程を選定すること。ということでまとめました。

意見としましては10個、指摘としましては1つということで、仮にまとめさせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

亀山委員長

ありがとうございました。

それでは只今の説明につきまして、委員の皆様からご意見ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

片谷委員

前回欠席した関係で、本来でしたら前回確認の発言をさせていただくべきことであったのですが、今16番で紹介いただいた小澤委員のご発言の件で、異論があるわけではないのですが、ダイオキシン類の短期評価をしていただく場合に、評価の基準というか指標は何を使ってやっていただくような意図で発言をされたのかどうか、確認をさせていただければと思います。

小澤委員

ダイオキシンの評価はあくまでも長期的な評価ということで、年平均値による評価になろうかと思うのですが、発言した理由といたしまして、周辺に今回の施設以外に発生源があるかどうかを確認しておいて、ある場合には考慮して評価していくという話がありまして、そうすると、今までの現況調査の中でも、かなり通年では高くないが、時として高いといった結果が出ている中で、ある程度その時期の短期的なものがどのくらいになるかというのも、数字的にはその上で、年平均値の評価にそのままあてはめていいのかどうかというのは、問題があるかと思いますが、参考に評価していくということで、例えばそれを年4回、短期のものを予測して、それをまた更に年平均値と比較するとか、ある程度参考になるような比較が必要ではないかということで申し上げました。

片谷委員

今の趣旨は了解いたしました。そうしますと、おそらくこれは短期評価というよりは周辺に発生源が存在するような場合には、それらの発生源の影響が当該調査対象地域に対して、もっとも大きくなるような条件での予測評価を参考のために入れていただきたいというような趣旨かと思われまます。おそらく、通常の大気質で言うところの短期的評価とは少し趣旨が異なるご指摘

かと思しますので。これは事業者の皆様への補足説明意見として、申し上げておきたいということで。これでよろしいですか。

小澤委員

そういうことで結構です。それで、文言的に今の16番のところの、施設の存在供用時におけるという、この言葉は少し修正があるのかなと言いますが、やや表現がどうかと。

亀山委員長

施設の存在・供用時における調査は長期的な評価でありますから、ここがおかしいのではないのでしょうか。

小澤委員

そうですね。ちょっとここはどうしたらよいかということはずぐに出てきませんが、修正が必要かと。

亀山委員長

これにつきましては、最終的には今日いただいた意見を基に、事務局から修正していただいたものを、皆様にメールでお送りいただいて確認していただくという風にしたいと思いますので。よろしいでしょうか。

小澤委員

はい。

事務局  
清水

事務局からよろしいでしょうか。

実はこの意見につきましては、最初に事前に委員さんにメールをお送りした内容と若干変わりました。今小澤委員がそれに気がつかれて発言されたかと思えます。

事業者と色々話をする中、基本的にはA焼却施設の時も、短期的評価と言えるかどうか分からないのですが、一応ダイオキシンについては短期とすることで調査されております。短期という意味は、色々な地点において、四季それぞれにおいて測定を行い、四季のうち一番高い季節、それからもっとも高い地点の値をバックグラウンドとして、影響評価をされているということです。ですので、対象となる施設そのもの以外の施設の影響を考慮した評価自体はちょっと難しいことから、事業予定地周辺にどんな施設があるのか把握して、その結果を評価に反映させるという意味ではなく、前回事業者が説明したのは、周辺の状況を確認するという、今現況はこうなっているんだというあくまで、そのような意味で言葉を使っているのであり、周辺の発生源も考えるというのは、ちょっと事業者さんでは難しいということもあります。

できれば、A施設の時の評価でお願いしたいということが、事業者の見解であったため、そんなことで集約させていただきました。

もし、その考えでよろしければ、文言を整理する中で委員長の決裁をいただきたいと思えます。

亀山委員長

表現について工夫していただくということによろしいですね。

片谷委員

小澤委員がそれでご納得いただけるのであれば、私はそれで問題ないと思いますので、後は文言の調整をしていただきたいと思います。

亀山委員長

それでは、資料による説明は以上でございます。

方法書の今までの説明と方法書の内容につきまして、その他ご意見がございましたらいただきたいと思います。

特にございませんようでしたら、この方法書についてのご意見は出尽くされたようでございますので、技術委員会の意見取りまとめ方法としましては、資料3の意見等集約表を整理することで行っていきたいと思います。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、本日のご審議の内容を含めまして事務局で意見と集約表を整理していただき、後日各委員に電子メールか郵送でお送りして、内容を確認していただくことにしたいと思います。そこで必要な修正を行った後に、最終的に私が確認して、県知事に提出する技術委員会意見及び指摘を確定させたいと思います。ご一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。では、確定した際には委員の皆さんにご報告を申し上げます。今後の手続につきまして事務局から、ご説明をお願い致します。

事務局  
清水

はい。今後の手続でございますけれども、技術委員会意見は確定され次第、委員長名で県知事宛にいただきます。技術委員会意見と関係市長の意見を勘案して、住民の意見にも配慮しまして事業者知事意見を述べさせていただきます。この知事意見は県のホームページで公表されます。

また、技術委員会指摘につきましては、その内容を反映した環境部長指摘ということで事業者に述べることとなります。事業者はこれらの意見を勘案して、今後の事業の推進をしていただくということでございます。

なお、今日のまとめをさせていただいて、来週中にも各委員様にご照会申し上げますが、大変申し訳ないのですが、知事意見が来月11日までということで非常に日程が厳しくて、意見紹介の時間がちょっと短くなるかもしれませんが、ご了解いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

亀山委員長

よろしいでしょうか。特にご意見が無いようでしたら、議事1につきましてはここまでといたします。

特にご意見が無ければこの方法書の審議につきましては本日終了となりますので、事業者から一言ございましたら、お願いいたします。

事業者  
長野広域連合  
事務局長  
善 財

長野広域連合の事務局長の善財と申します。  
3回にわたります長野県環境影響評価技術委員会のご審査をいただく中で、委員の皆様には貴重なご指摘やご助言を賜りまして、誠にありがとうございました。  
長野広域連合といたしましては、本技術委員会で頂きましたご意見、そして今後示されます県知事意見をきちんと受け止めまして、しっかりとした環境影響評価を行なうことによりまして、地元の皆様に安心していただける施設にして参りたいと考えているところでございます。  
今後とも委員の皆様におかれましては、格段のご指導を賜りますようお願い申し上げます、事業者としてのご挨拶とさせていただきます。  
大変ありがとうございました。

亀山委員長

ありがとうございました。  
続いて議事2のその他でございますが、事務局から何かありましたら、よろしく願いいたします。

事務局  
清 水

はい、議事としてではございません。今後のスケジュールになります。すでに委員さんの皆様にはメール等でご連絡しておりますが、次回技術委員会となりますと9月になります。佐久市で、新しいごみ処理の方法書の審議ということをお願いする予定になろうかと思えます。  
いったん9月19日（水）と連絡いたしました。委員様との調整が必要となり、再度9月19日についてはご連絡させていただきます。また、9月4日の予備日につきましては、出席できない委員様としては、調整を継続させていただきたいと思っておりますので、またご連絡させていただきます。以上でございます。

亀山委員長

全体を通じまして、委員の皆様から何かご意見等ございますでしょうかよろしいでしょうか。他にないようでしたら、以上で議事を終わらせていただきます。

事務局  
徳 竹

本日の技術委員会をこれで終了といたします。  
ありがとうございました。